

事業支援・仕事・技術・資格の情報ページ

不払いや融資など仕事・経営の相談は遠慮なく東京土建の各支部事務所まで。

都知事・産労局長から表彰

7人の仲間に感謝状

【東京土建技術研修センター・本田将記】2021年11月9日、認定職業訓練功労者「東京都知事感謝状（以下知事賞）」、「産業労働局長感謝状（以下局長賞）」の贈呈式が、新宿パークタワー3階パークタワーホールにて開催されました。局長賞は認定職業訓練校に5年以上継続して従事し、訓練内容等の改善及び充実に積極的に努めている講師及び指導員に贈呈されます。知事賞はさらに3年以上経過し、業界の発展に尽くし、都民の福祉増進に寄与した建設業者に贈呈されます。



(左から) 梅谷さん、小林さん、宮坂さん

小林直人さん（知事賞）、梅谷成さん、宮坂公啓さん（局長賞）が参加しました。局長賞は認定職業訓練校に5年以上継続して従事し、訓練内容等の改善及び充実に積極的に努めている講師及び指導員に贈呈されます。知事賞はさらに3年以上経過し、業界の発展に尽くし、都民の福祉増進に寄与した建設業者に贈呈されます。

説明義務に使える改正省エネ法

【仕事対策部発】今年4月に改正建築物省エネ法が施行され、300㎡未満の住宅・小規模建築物の新築等に對して、建築士による説明義務制度が始まっています。

国土交通省では、制度の円滑な実施に向け、4月からの法改正についてインターネット上で学べる「オンライン講座」を用意。省エネ住宅の設計・施工は未経験という方向けに「説明義務に使える手法が簡単に学べるWEB講習会」として、木造戸建住宅の設計者向けの動画を公開しています。

「木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック」（PDF版）が閲覧・ダウンロード可能な、主に住宅の各部位に求められる断熱仕様についての解説などを学ぶことができる内容となっています。

東京建築カレッジ

第27期生募集

2022年4月入学生

第5回入学選考会は 1月26日(水)

応募締め切りは 1月21日(金)

入学願書など応募書類の取り寄せはお早めに。本校の就職支援は応募後に始まります。本校入学を保障する就職あっせんをご希望の方は早期に応募をお願いします。

お問い合わせ 03-5950-1771

東京土建技術研修センター内、東京建築カレッジ

東京建築カレッジ学校紹介はこちら

資格講習コーナー

お申込み、お問合せは各支部技術担当者へ

- 【作業主任者】木造建築物の組立て3月8日～9日（火水）池袋、1万5000円
- 足場2月24日～25日（木金）池袋、1万15000円
- 鉄骨の組立て2月15日～16日（火水）池袋、1万15000円
- 有機溶剤（塗料・シンナー）に含有のエチルベンゼンや塗料
- 【特別教育など】
- 職長・安全衛生責任者1月13日～14日（木金）池袋、1万45000円
- 職長・安全衛生責任者の能力向上教育（おおむね5年毎の再教育）2月15日（火）池袋、85000円
- 足場1月27日（木）池袋、75000円
- 酸欠・硫化水素2月22日（火）池袋、8千円
- 石綿2月1日午後（火）池袋、45000円
- 自由研削砥石2月2日（水）池袋、8千円
- 丸のこ・熱中症2月3日（木）池袋、8千円、丸のこのみ5千円、熱中症のみ35000円、自由研削砥石と2日間セット割引1万45000円、石綿も含む3日間セット割引1万75000円
- 【溶接】ガス溶接2月25日～26日（金土）城東職業能力開発センター（足立区綾瀬）、1万65000円
- 【建設機械】玉掛2月4日～6日（金土日）西多摩支部会館、2万2千円

求人

- アスファルト舗装、パーキング設置（正規）
- （株）アイエスディー（板橋支部）03-3934-3140
- 水道配管工（正規）
- （株）塚田設備（多摩・稲城支部）042-331-4740
- 設備工事、木工事（正規）
- （株）住宅機器ハシモト（葛飾支部）03-3601-6932
- 金属製建具、現場監理、取付工（正規）
- 東邦ライジング（株）（北支部）03-5916-3671
- 揚重、雑工、倉庫作業員、運転手（正規・短期）
- （株）ハジメ揚重（西多摩支部）080-4854-1786
- とび、土工、空調設備工事等（正規）
- （株）山本工業（足立支部）03-3884-1665
- 現場管理者（正規）
- （株）アトユニオン（足立支部）080-8840-0301
- 鍛冶工（正規）
- （株）垣田金属（江東支部）080-1136-6555
- 木造大工（正規・短期・請負）
- （株）米倉工務店（多摩西部支部）090-3081-0707
- 解体工、オペレーター（正規）
- 富士解体工業（株）（足立支部）03-3889-2277
- 鉄筋工（正規）
- （株）ユウテツ（府中国立支部）090-3912-8649
- 型枠大工（正規）
- STKビルディング（町田支部）080-4208-1222
- 型枠大工（正規）
- 櫻井工務店（町田支部）080-8840-0301

社労士ネットひろいひろいコーナー71

少し先の話になりますが、いよいよ猶予措置が終了となり、2023年4月から中小企業においても、月60時間を超える時間外労働の割増金率が、現状の25%から50%に25%の引き上げが行なわれることになります。

現状では中小企業は、通常の時間外労働について、時間数に関係なく25%の割増しをするだけでよいことになっています。

2023年4月から 割増25%↓50%に倍化

時間外労働減少へ努力を

2023年4月からは時間外労働が60時間を超える場合、60時間までは、従来の25%に変更になります。

深夜（22時～5時）の時間帯に、月60時間を超える時間間を超える場合は、60時間分とそれを超えた時間数分を分けて計算をする必要が出てきます。一般に過労死ラインは

この制度は大企業ではすでにかなり前から導入されています。一般に過労死ラインはひと月80時間以上の時間外労働とされていますが、これを60時間にすべきだとの意見も出されています。

これを契機として、IT技術の導入を進める、その他の方法を導入するなど労働形態の様々な工夫をして、時間外労働減少をはかり、全社員の一ヶ月の時間外労働時間が60時間以内に収まるようにしていくことも求められると思います。

社会保険労務士 楠原 正和